

# 婚姻に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください



下記にあてはまりますか？	手続き	必要なもの	受付窓口	該当
<b>住所 戸籍</b>				
住所変更または世帯合併をする方	住民票異動届	・身分証明書 ・マイナンバーカード(住所変更)	①総合窓口班 (戸籍・住所)	
マイナンバーカードを持っている方	氏変更の手続き	・マイナンバーカード ・暗証番号(4桁・6桁)	①総合窓口班 (戸籍・住所)	
印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります ※名のための印鑑は手続き不要	新規で登録する場合 ・印鑑 ・身分証明書	①総合窓口班 (戸籍・住所)	
<b>保険</b>				
国民健康保険に加入中で、氏名が変更になる方	氏名変更の手続き	・国民健康保険証	②総合窓口班 (保険・年金)	
国民健康保険に加入中で、配偶者の職場の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の喪失 手続き	・配偶者の職場の健康保険証または資格取得 証明書 ・国民健康保険証	②総合窓口班 (保険・年金)	
<b>こども</b>				
児童手当を受給中で受給者に変更がある方	児童手当に関する 手続き	・新しい受給者の健康保険証(国民健康保険の 方は不要) ・新しい受給者名義の通帳 ・新しい受給者および配偶者のマイナンバー カード(通知カード)  ※新しい受給者が公務員の場合 ○児童手当喪失の手続き ○児童手当申請の手続き 勤務先で申請してください	②総合窓口班 (保険・年金)	
ひとり親家庭等医療を受給している方	ひとり親家庭等医療費 の助成の医療証の返還	・印鑑 ・ひとり親家庭等医療証	②総合窓口班 (保険・年金)	
	子ども医療費の助成の 申請(未就学児のみ)	・印鑑 ・子どもの健康保険証		
児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当の資格喪失届	・児童扶養手当証書	保健福祉課 (子育て支援班)	
特別児童扶養手当を受給している方	受給者変更する場合 新規申請	・印鑑 ・預金通帳(受給者名義) ・戸籍謄本 ・住民票全部事項証明(マイナン バー入り) ・本人証明に必要な物(運転免許証 やマイナンバーカード)・療育手帳 ※詳細は受付窓口へご相談ください		
<b>その他</b>				
町営住宅入居世帯の方	町営住宅同居承認申請書	・印鑑	③生活環境班	
障害者手帳をお持ちの方	住所変更 ※氏の変更(氏が変わる方)	・障害者手帳 ・印鑑 ・身分証明書 ・マイナンバーカード(通知カード)	保健福祉課 (福祉対策班)	

## <子の氏、戸籍の変更について>

婚姻届を出ただけでは、子の戸籍にかわりはありません。子と母を同じ戸籍にしたい場合は、下記のいずれかの届が必要  
です。

母と子の氏を同じにする場合 ※再婚相手と子の間に法的な親子関係は成立しません	入籍届 ※先に家庭裁判所での手続き が必要です	・届出人の印鑑 ・氏の変更許可謄本 ・母および子の戸籍謄本 ※本籍地が上富良野の場合は不要 ・身分証明書	①総合窓口班 (戸籍・住所)	
再婚相手と子の間に嫡出子親子関係を結ぶ場合	養子縁組届	・届出人の印鑑 ・養父母および養子の戸籍謄本 ※本籍地が上富良野または婚姻届と同時に 提出の場合は不要 ・身分証明書	①総合窓口班 (戸籍・住所)	